

3

2017

橋本税理士事務所

事務所通信

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 1-16-20 んかりやビル 6F
TEL:03-6871-9579 FAX:03-6745-8423

確定拠出年金を活用して、節税しながら将来の年金受給を手厚くしましょう！

日本の年金制度は3階建てといわれており、1階部分は全国民が加入する国民年金、2階部分は厚生年金や共済組合などで構成されています。

そして、3階部分は確定給付企業年金、企業型確定拠出年金、厚生年金基金などの企業年金が該当しますが、企業年金として確定拠出年金を採用する企業が増えてきています。

確定拠出年金には企業型と個人型がある

確定拠出年金には、会社が従業員のために掛金を拠出し、年金として運用する**企業型確定拠出年金（企業型DC）**のほか、個人で掛金を拠出し個人で運用する**個人型確定拠出年金（個人型DC）**がありますので、企業年金制度を採用していない中小企業のサラリーマン、自営業者、中小企業の経営者などであっても、**個人型確定拠出年金**を活用することが可能です。

また、個人型確定拠出年金については、**平成29年1月改正により加入対象が大幅に拡張**され、主婦や公務員なども含めてほとんどの人が加入することができます。

個人型確定拠出年金の特徴

特徴1：運用する金融商品は自分で選ぶ

確定拠出年金は、金融機関が提示する保険商品や投資信託などの金融商品を自分で選ぶことにより年金資金を運用していきます。そのため、通常の公的年金とは違い、年金資金の運用が自己責任になることから、場合によっては大損をしてしまう可能性もあります。

しかし、金融商品の中にはリスクの低い**元本保証型商品**もあります。当然、利率が非常に低い金融商品にはなりますが、投資に自信のない人は無理をせずに元本保証型商品を選択するのがよいでしょう。

特徴2：掛金の全額が所得控除の対象になる

確定拠出年金の掛金は、その**全額が所得控除の対象**になり、その結果、**所得税や住民税が安くなります**。たとえば、課税所得金額が500万円の人が確定拠出年金の掛金を20万円払い込んだ場合、約6万円の所得税・住民税が安くなることとなります。

特徴3：掛金の額は年1回変更することができる

掛金の額は、**年1回のみ変更することができます**。そのため、当初の掛金の設定が大きすぎた場合であっても、ご自身のその時の生活状況に応じた掛金に設定し直すことが可能です。

特徴4：中途解約して払い戻しを受けることができない

確定拠出年金は、原則として60歳以上になれば年金や一時金の支給を受けることができますが、60歳になるまでは、原則として**中途解約して払い戻しを受けることができません**。

特徴5：金融機関に対する手数料がかかる

確定拠出年金は、**加入時や運用期間中**に金融機関に対する**手数料**がかかります。手数料は金融機関によって異なりますので、よく調べたうえで金融機関を選択するのがよいでしょう。

個人型確定拠出年金の掛金限度額

個人型確定拠出年金は、次のとおりその人によって掛金の限度額が異なります。

加入者		掛金限度額
自営業者など（サラリーマン、主婦以外）		月額 68,000 円
主婦		月額 23,000 円
公務員		月額 12,000 円
サラリーマン	会社に企業年金も企業型 DC もない	月額 23,000 円
	会社に企業年金はないが企業型 DC がある	月額 20,000 円
	会社に企業年金も企業型 DC もあるが個人拠出不可	月額 12,000 円

確定拠出年金の受給方法

確定拠出年金は、**原則として60歳以上になったときに受給資格が生じます**が、受給方法としては次の6通りがあります。雑所得（公的年金等）や退職所得など、いずれも税負担の軽い課税区分になりますので、**少ない税負担で年金や一時金を受け取ることが可能**です。

受給区分	内容	課税区分
老齢給付金（年金）	受給資格が生じた時に年金として受給する	雑所得 (公的年金等)
老齢給付金（一時金）	受給資格が生じた時に一時金として受給する	退職所得
障害給付金（年金）	高度障害を負った時に年金として受給する	非課税
障害給付金（一時金）	高度障害を負った時に一時金として受給する	非課税
死亡一時金	受給者が死亡した時に遺族が一時金として受給する	相続税課税
脱退一時金	一定の条件で脱退する時に一時金として受給する	一時所得